

【275】

氏名	住田昌二 <small>すみたしょうじ</small>
学位の種類	工学博士
学位記番号	論工博第188号
学位授与の日付	昭和43年1月23日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
学位論文題目	不良住宅地区改良の研究

論文調査委員 (主査) 教授 西山卯三 教授 福山敏男 教授 松浦邦男

論文内容の要旨

わが国の住居水準の現状は、極めて低い状態にあるとみられるが、その内容は、住居の「質」の悪さに鋭くあらわれている。それを典型的に示しているものに、不良住宅地区がある。本論は、「不良住宅地区」と「地区改良」を対象として、住居の「質」および「質的改善」の問題を論じている。即ち不良住宅区を対象とし、1) それがどのように規定されたか、2) 地区改良はどのように展開していったか、3) その結果改良地区はどのように変質したかについて、既往の「住宅改良事業」の改良前から改良後に至る過程を主としてフィジカルな側面から分析し、住居の質的改善という点から改良事業のもつ意味を明らかにし、低質住居の質的改善のすすめられるべき方法を論じている。

論文は、第1編不良住宅地区問題の歴史的概観(2章)、第2編不良住宅地区の実態と地区改良過程に関する研究(3章)、第3編改良地区の変容に関する研究(2章)からなっている。第1編は、文献を主とした歴史的論考であり、第2編、第3編は、主として未解放部落の実態調査の分析として展開されている。

第1編では、第1章において不良住宅地区問題の歴史を概観し、不良住宅地区が如何に社会的に問題になり、その改良が如何なる動機からとりあげられたかを検討している。過去の地区改良事業は、不良住宅一般を対象とするものではなく、都市の中に析出されるごく一部の典型不良住宅地区を対象として、しかも同和対策等と結合したきわめて政策的なモデル事業であったといえる。改良事業の内容は、戦前の救貧対策から戦後、特に近年は都市改造対策へ転換してきているが、全体を通じて居住者のために住居の質的改善をすすめるというよりも外部社会の利益のため不良住宅地区を除去するという役割を果たしてきたことを、歴史的に明らかにしている。

第2章では地区改良の前提となる、不良住宅地区の規定を論じている。住宅・地区の「不良度」の規定は、根本的には住居水準の規定につながる問題であるため、今までの住居水準研究を検討し、「平均化」による規定と「階層化」による規定の対立する系譜があることを指摘している。地区改良事業における不

良住宅地区の規定は、前者の方法に立脚し、採点評価法による判定が中心となっている。この方法は、不良の程度によって改良の着手順位が示せるという点で意義が認められるが、地区居住者の改善要求とは無関係に外部から不良住宅＝不適格住宅として判定されるため、不良住宅地区としての形式的妥当性だけが強調され、実際には、外部社会のための恣意的な運用が行なわれやすいことを指摘し、これと対照的に住居水準の階層的把握と住民の住宅改善要求の層化の必要性を明らかにしている。

第2編では、不良住宅地区における住宅・地区の不良化の実態を把握し、改良計画、改良事業の各過程を通じて住居の「質」がどのように変質していくかを考察している。

まず第1章では不良住宅地区の実態について、建てづまり、過密居住、住宅の老朽荒廃化、施設共用の四つの側面をとりあげ、それらが生活状態をも荒廃化させていることを具体的に示し、住宅・地区の不良化と生活の荒廃化が悪循環していることを指摘している。この悪循環を断ち切るためには、各戸単位の個別対策では改善になり得ないこと、地区全体の改善が行なわれなければならない。しかしながら、居住者は、住宅改善要求を明確にあらわしておらず、その結果、事業全体が居住者に外部から「おしつけ」としてあらわれやすいことを示している。

次に第2章において地区改良の計画次元にあらわれてくる基本的な問題点として、土地権利関係の零細・錯綜化、居住者構成の特異性が、見透しを持った土地利用計画・住宅計画の樹立を困難にしていることをあげている。さらに雑業的職業構成が特殊な施設計画の策定を必要としているのに、現状では、その解決も種々困難を持つことを指摘している。居住者の住みかえについては、「非現住地主義」と「現住地主義」の二つの方法がある。前者は、改良が救貧対策として行なわれている次元ではとりあげられない面を持っており、現状では後者の方法に帰着しやすい。この方式による改良計画は、清掃計画・住戸計画・住宅配置計画の各面に障害が多く、また居住者の生活過程にそぐわないものになりやすいことを、詳細に指摘している。

第3章では事業段階における地区改良をめぐる生ずる利害対立をとりあげ、これを「地区」対「外部」と、住民の内部対立という二つの側面からとらえている。住民における基本的な対立層は、地主・家主層と借家人層である。一般に後者は、地区下層を構成しているが、その層の要求はあらわれにくく、それらの層を基本として住宅改良をすすめるような体制が組まれていないため、事業全体は地区上層としての地主・家主層の利害として受けとめられ、さらに根本的には、地区住民に対してよりも、外部社会の利害如何によってすすんで行く。その結果、住民の住居状態を分裂させ、しかも地区下層が救済されないという矛盾を生み出していることを指摘している。

第3編は、実際に改良された地区について、改良過程によって生ずる住生活と地区の変容をとりあげている。

まず第1章では改良住宅における住生活の変容を論じている。改良住宅と前住宅を比較すると、住居状態の物理的指標の面では著しく向上している。住居施設状態の向上、設備の専用化による生活の合理化がすすめられている。しかし、住み方については前住宅における食寝混合のねぐら型居住は本質的には変わっていない。加うるに新たな生活窮乏化が起っている。第一に居住人員増加による住宅の狭小化、第二に住居費支出増加による家計圧迫、第三に耐久消費財の積極的購入にもとづく住み方の歪み等があらわれて

いる。こうした過程の中で「改良」を乗り切り得る層と乗り切り得ない層があり、後者は、地区改良過程で、改良住宅に入居しにくいということとあわせて、ふり落されていく傾向が強い。

次に第2章において昭和初期に改良された地区について、その後の地区の変容を検討している。その特徴的な点をあげると、居住者の交替が激しい。住宅の老朽化は住戸によって著しい格差を示している。住戸規模と居住人員の対応関係のアンバランス化が著しい。居室の拡張としての外壁面からの「突出し」、物置の居室への転用、屋上のバラック居住等、居住空間の乱雑な拡張が公然と行なわれている。廃品回収業者が中庭・屋上・道路等をボロ選別場・物置などに占有し、そのために環境悪化が著しい。これを要するに、全体として住宅管理不在による地区の再スラム化が起っている。このような地区の変容は地区改良事業の本質を端的に示している。すなわち、不良住宅地区の除去を第一義とした改良事業では、物理的改良は行なわれても、適切な管理の不在と居住者の貧困にもとづく特殊な生活要求によって、やがてそれらを呑み込みおおいづく不良化が進行し、居住者の生活改善はおろか、改良事業自体の成果を疑わしめるような状況となっている。

結論は以上の研究にもとずき、将来の不良住宅地区改良の方向を論じている。今後は、都市空間の新陳代謝の要請がますます強く働き、それを基本的な条件として地区改良は従前と異った形態に変質すると考えられる。すなわち「改良地区基準の引下げ」「非現住地主義化」が特徴的にあらわれ、その結果、居住者層において浮び上る層と沈む層のふるいわけが一層激化すること、居住環境のアンバランス化が強まることを予測している。結局不良住宅地区改良が外部社会のために行なう事業である限り、本質的な住居の質的改善は達成し得ない。住居の質的改善は、それと対照的な立場、すなわち、居住者の主体的な住宅改善要求を基底としてすすめられることによるのみ、可能である。

これは都市住居一般の質的改善の問題にも通ずることであって、居住者の住宅改善要求の形成と組織化を軸として住宅の質的改善はすすめられるべきであると論じている。

論文審査の結果の要旨

不良住宅地区は総体として低水準にあるといえるわが国民の住居の中でその質の低くさを集中的・典型的に具現しているものとして、国民住居の改善事業において注目すべき重要な対象である。その「改良」について論じた報告・論文はこれまで数多くみられるが、概して、実態報告ないし政策論であって住居の質という点から体系的に解明したものはほとんどない。また建築学的側面から不良住宅を扱ったものには、都市木造老朽住宅の研究あるいは住宅不良度の判定に関する研究等があるが、前者は、個々の老朽住宅の維持・改修に対して、後者は、不良住宅の規定について一定の成果をみているが、研究の系譜としては、それぞれ住宅耐用年数論、住居水準論として位置づけられるものである。

これに対して著者の研究は不良住宅地区改良が、住宅対策から都市改造対策へと大きく転換しつつある現時点において、今までおこなわれてきた不良住宅地区改良の成果を、主として改良事業の諸過程において生じた様々の現象を通じて体系的に検討することにより、住宅の質的改善の理論化をはかろうとしたものである。

著者は従来の住宅改善の理論的根拠づけとなっていた住宅の質規定に関する基準や指数化の方法を検討

し、それらが必ずしも居住者の立場にたって行なわれたものではなかった在来の住宅政策の本質的な性格を反映して、質規定ないし改善すべき条件の設定自体も外側から「施し」としておしつけられたものであり、居住者自身の主体的要求とのズレが生じていること、その結果、住居の物理的側面に若干の改善が行なわれたとしても、結局は入居者の生活とのアンバランスにより生活の窮乏化、改良住宅からの脱落、あるいは住居の再スラム化などを通じて矛盾の再生産がおこなわれることになり、そのズレが究極的には改良事業の目的であった住居の質の改善を実現することになっていないことを明らかにしている。これに対して住宅改善を真に効果あるものとするには、住宅の階層分化によって諸階層がそれぞれ独自の改善要求を発展させていく「住要求発展の法則」を追求し、その上にたって「質」の規定がなされるべきこと、また、それを基礎とし住宅改善が進められねばならないことを明らかにしている。この立証過程において、著者は我国の不良住宅地区問題の歴史的発展の過程、現実におこなわれてきた地区の改良事業、及び改良後の地区における住生活や環境の変容の諸過程を詳細に分析し、低質住居における住居の物理的状況と生活構造との関係、居住における社会的関係や生活環境の問題等について、今後住宅改善及び住宅政策の推進に役立つ貴重な知見を加えている。これらの成果は、学術上・実生活上寄与するところが多い。

よってこの論文は工学博士の学位論文として価値あるものと認める。